

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月二十九日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 金子

勉

路線名	さいたま鳩ヶ谷線
供用開始の区間	川口市鳩ヶ谷本町三丁目一八六二番一地先から 同市鳩ヶ谷本町三丁目一八六三番一地先まで
供用開始の期日	令和元年十月二十九日
備考	令和元年十月二十九日付け埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長三〇・〇〇メートル